中央労福協ニュース
NEWS LETTER
労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人　南部　美智代
No . 165
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 3-8　中北ビル 5F
TEL　03-3259-1287　URL　https://www.rofuku.net

新型コロナウイルス

第二次緊急要請をスタート！

新型コロナウイルス感染症に関して政府は 25 日、全国を対象に発出していた緊急事態宣言をすべて解除した。感染者数は一旦の落ち着きを見せているが、第２波、第３波に備えて警戒を続けていかなければならない。政府から「新しい生活様式」が発表されている通り、私たち一人ひとりが生活スタイルや働き方などについて新しく捉え直し、今後完全な終息に向けて長期的な視点で対策を継続していく必要がある。一方で、人々の生活や雇用などへの影響は深刻な状態にある。こうした問題に早急に対応するとともに、完全終息に向けて暮らしや雇用への影響が長期化することを踏まえた公的な支援や補償は必要不可欠だ。

４月以降、中央労福協として第一次緊急要請や記者会見などの緊急の取り組みを実施してきた。その後、住居確保給付金の要件緩和（対象拡大）や困窮する学生への支援に向けた施策が検討されるなど一定の成果をみたものの、依然として多くの課題が残されている。長期化を見通した抜本的かつ継続的な各種支援策が一刻も早く整備されなければ、私たちの暮らしや雇用を取り巻く情勢は日々悪化する一方だ。中央労福協は第一次緊急要請での成果と課題を整理し、これを補強するとともに新たな要請項目を追加し、６月３日の立憲民主党を皮切りに第二次緊急要請を開始した。（詳細は次号掲載）

医療・介護現場に関する要請など新規追加

中央労福協は４月、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への甚大な影響を受け、①休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策、②生活保護および生活困窮者自立支援、③緊急住宅支援、④奨学金返済と学費への支援―の各点について、厚生労働省、文部科学省、主要政党を対象に緊急要請を行った。しかし依然として、雇用や所得補償を取り巻く課題、減収による奨学金返還困難者の増加などの課題が残されており、こうした残課題について引き続き対応を求めていく必要がある。

さらに医療・介護現場の逼迫、中小・小規模事業者の経営危機など、国による強力な支援が不可欠の状況となっている。医療・介護現場においては「医療崩壊」「介護崩壊」を招くことがないよう、PCR 検査所・検査従事者の態勢拡充と幅広い検査実施、マスクや防護服などの感染防止資材の確実な供給などが急務だ。また、こうした最前線で働く人々への偏見や差別は決して許容されるものではなく、国民に対する啓発を行うとともに、相談窓口を設置するなど、対応の強化を求めていくことが必要だ。

このように、第一次緊急要請の成果と課題を整理・補強した上で、新たな要請項目を追加した次の５点を柱として、中央労福協は６月以降に第二次緊急要請を実施する。要請の実施結果については次号以降の紙面で随時取り上げる。

中央労福協第２次緊急要請

① 休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策など
② 生活保護および生活困窮者自立支援
③ 奨学金返済と学費への支援
④ 医療および介護機関・従業者への支援
⑤ 公益法人・一般法人への支援

No.165　Topics

２面　幹事会　2020 年 政策制度要請／キャンペーン
２面　自由民主党との政策懇談会
３面　連載　大滝正氏　第４回
４面　第 91 回メーデー中央大会
４面　連載　高橋均氏　第 56 回

第 2 回幹事会

2020 年度の「政策・制度要求と提言」、2020 全国福祉強化キャンペーン取り組み方針（骨子）などを確認

中央労福協は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 5 月 11 日に予定されていた第 2 回幹事会を書面審議として開催し、以下 4 つの議案が確認された。

① 2020 年度 政策・制度に関する要求と提言
1）新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民生活への総合的な支援、2）奨学金および学費に関する支援（分断を生じさせないための中間層への支援や奨学金返済への税制支援など）、3）被災者生活再建支援法の見直し（支給対象を半壊まで拡大、全ての被災地区を支援対象に）の三点を最重点課題としている。

② 2020 全国福祉強化キャンペーン取り組み方針（骨子）
1）労働者福祉運動による共助の輪の拡大、2）新型コロナウイルス感染拡大で困難を抱えた人たちへの生活・就労支援の強化―を全国共通のテーマとし、10 ～ 11 月を強化期間として取り組んでいく。

③ 2020 年度の奨学金相談の取り組み
全国一斉相談日（11 月 6 日（金）予定）を設け、中央・地方労福協で取り組んでいく。

④ 2021 年度全国研究集会（福島）の開催方法について
2021 年度の全国研究集会は、6 月 7 日(月)～ 8 日(火)に、福島県（北部ブロック）で開催し、同時期に東日本大震災から 10 年の節目に全国からの支援に対する感謝の集いを計画している連合福島、福島県労福協と連携し、共同開催で進める。

新型コロナウイルス関連 第一次要請

就労・生活・住宅等への支援求め、自由民主党と政策懇談会

神津会長より松野議員に要請書を手交
＝4 月 27 日、衆議院第一議員会館

中央労福協は 4 月 27 日、自由民主党・松野博一衆議院議員（党総務会長代行・党雇用問題調査会会長）との政策懇談会を実施し、「新型コロナウィルス感染症の影響拡大に伴う緊急要請」を行った。自民党との政策懇談会は同月 7 日の森英介衆議院議員（党労政局長）に続いて 2 回目。

中央労福協・神津里季生会長より要請書を松野議員に手交し、南部美智代事務局長から①休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策、②生活保護および生活困窮者自立支援、③緊急住宅支援、④奨学金返済と学費への支援に関する要請事項について説明し、緊急対応を求めた。

松野議員は「問題意識は同じ。奨学金や学費の問題についてはさらに柔軟に対応するよう文部科学省に働きかけていく」と述べられた。

連載　助け合い・支え合いの現場から　第３弾

（一社）静岡県労働者福祉協議会
前専務理事　大滝 正 さん

第５回「つなぐ」役割と「つながる」運動のための財政基盤「地域役立資金」

2030 年ビジョン構築のワーキングに参加していた際、重要であるがなかなか取り組みが図れていないテーマとして注目されたのが、資金面の問題です。ビジョンとしてどこまで踏み込んで記載できるかが議論となりましたが、最終的に必要性を捉えて「財政基盤を確立する」と方針化されました。2030 年に向けて各都道府県が検討を進めていると思いますので、今回は静岡の財政基盤である「地域役立資金」を取り上げました。

静岡の「地域役立資金」は、静岡労金の会員が協働の力で生み出してきた果実（利用配当金の一部）を今後将来の長きにわたり静岡における自主福祉運動の一層の推進に役立てるため、労金第 58 回通常総会（2010 年）で会員総意のもと創設した資金です。本資金は、会員勤労者はもとより、広く県下勤労者にも役立つ活用を目指しています。本編第１号で触れさせていただいたとおり、静岡の運動は「組織・未組織を問わず」「地域を活動の拠点」を大前提としていますので、正に運動を進める上での基軸を守るための資金の創設でした。

その検討の際に、何が必要なのかをテーマとしてまとめたのが次の言葉です。「厳しい経済・雇用環境が続く中、人と人とのつながりが希薄になりがちな時代にあって、勤労者とその家族の生活の向上と安定を図っていくためには、お互いを支え合う仕組みをさらに地域社会に広げていくことが必要である。勤労者が生涯にわたって集い支え合う活動展開をしていくためには、いつでも気軽に立ち寄ることができる場づくりとその活用、立ち寄り・集うためのきっかけづくり、将来を担う若い世代への支援が大切である」。

その考えのもと、「生きがい仲間づくり資金」「本部・地域・地区活動拠点づくり資金」「人づくり資金」として組み立てを行うことになりました。資金の総額目標を３０億円と定め、前述したように労金の利用配当金の一部を各会員が自らの意志により拠出するという手続きを経て積み立てに至っています。

ロッキー奨学金授与式

2012 年からライフサポートセンター事業の「暮らし何でも相談会」と「ロッキーカレッジ」の実施、本部拠点「ロッキーセンター」の創設、各地域地区労福協の活動拠点として 18 箇所の事務所の設置と維持管理、労福協独自の奨学金である「ロッキー奨学金」の実施、労金教育ローンへの利子補給など、広く勤労者と家族に役立つ資金として活用しています。

資金創設において一番大事なのは「何のために積み立てるか」であると思います。その必要性を捉えて「どうやってその資金を構築していくのか」を考えていくことになります。私は、「地域役立資金」により実現すべきこととして、我々の自主福祉運動を更に地域に定着させつなげていくこと、そして我々の運動と地域の福祉の活動とのつながりを更に高めていくことであると考え、労福協の活動を進めてきました。

労福協の「つなぐ」役割と「つながる」運動を進めるためには、財政基盤は必要です。静岡も現状の福祉活動を続けるためには、「地域役立資金」をどう維持していくかが、今後の重要テーマとなっています。

「労働者の祭典」今年はインターネットで配信

連合は 4 月 29 日に東京都内にて第 91 回メーデー中央大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、大規模集会やデモ行進、出店などを控え、代わりにインターネット配信を行い神津里季生会長（メーデー中央実行委員長）のメッセージなどを発信した。今年は日本でメーデーが開かれてから 100 年の記念すべき年だったが異例の対応となった。中央労福協では事業団体とともに 7 つの出店、花・野菜の種の配布、スタンプラリーを企画していたが、実施を見合わせた。

動画は以下の URL から YouTube でいつでも視聴することができる。

第 91 回メーデー中央大会
https://www.youtube.com/watch?v=LXIZLKjMoUQ
同上（総集編）
https://www.youtube.com/watch?v=JFZwTvtUVNE

連載 56

二〇二〇年五月

こくみん共済 coop〈全労済〉の「自賠責共済」参入までの道のり

国内で走っている八千二百万台を超える自動車の所有者には、自動車損害賠償保障法で、自動車損害賠償責任保険（共済）の加入が義務づけられている。自動車事故被害者に対する救済のための強制的な基礎保障制度だ。その自賠責保険（共済）を取扱えるのは損害保険会社と全国共済農業協同組合（全共連：現在の呼称は JA 共済連）に限られていたのだが、全労済も一九九五年十二月の法律改正でようやく自賠責共済の取り扱いが認められるようになった。今回は、自賠責獲得までの全労済の取り組みを追ってみることにする。自賠責共済の加入者が思うように増えない現状を打破してもらいたいという願いを込めて。

一九八〇年に任意の自動車共済（マイカー共済）事業をスタートさせた全労済にとって、その利用拡大に不可欠な自賠責への参入は悲願だった。それには法律改正が必要だったのである。そのため「全労済自賠責推進協議会」を発足させ、一九九二年二月の中央労福協第四四回総会で「自賠責への参入を求める決議」を行い、労働界もあげて監督官庁や損害保険協会にアプローチを始めた。

しかし、所管の運輸省や大蔵省の反応はきわめて冷淡だった。その理由は、「掛金（保険料）の流れが保険会社から全労済に代わるだけで、消費者のメリットがない。農協の場合は、農村部への自賠責普及（特に原付自転車）という大義名分があったが全労済にはそれがない」というものだった。さらに、自賠責を取扱うには、「事業基盤および事業量」「事務処理機構の整備」「損害調査・査定機構と技術力の充実」が必要で、全労済にはそれが整っていないと見ていたのである。それに対して全労済は、「組合員は勤労者である消費者であり、身近な職場を通じて加入することが出来れば、任意の自動車共済と相まって直接的なメリットがある」「自動車共済の経験と実績のなかで、現在では損保会社に比肩しうる体制が出来ている」と主張したのであった。損害保険協会も当局と同様の見解で、絶対反対の意向であった。同じ協同組合である全共連も内心は反対だったという。

じっさいのところは、当時損保、農協に次ぐ事業規模になっていた全労済自動車共済の参入による競合を恐れたためだったのだが。続く（高橋均）